

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地理的条件

①位置

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏・中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ約1時間の距離である。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。このため、限られた平地を農地や宅地として利用しており、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されている。

土地利用としては森林が全体の約62%を占める一方、農用地が約14%、宅地は約5%となり、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図ることが必要となっている。

②地質・地盤

地質は、花崗岩及び片麻岩の基礎が浅く、その上を古琵琶湖層群が被っている。プレート境界地震に対してはほとんど被害を受けたことはないが、安政元年(1854年)6月の内陸直下地震の際には盆地の沖積低地で亀裂、小断層、泥水の噴出をともなっている。

地盤は、地盤型A(山地地形に相当)と地盤型D(扇状地、沖積錐に相当)で構成されており、地盤型Aは、主に第三期鮮新統(520~160万年前に堆積した地層)により、古い岩石からなる山地地形に相当する。この地形は地震動に対しては安定しているものの、花崗岩類は地震動に対しても、斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴である。地盤型Dは、主に砂礫層からなる堆積平野で、地盤に砂礫が卓越しているので沖積低地の中では地盤条件は良い。

③気候

気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候となっている。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもある。

2) 地理的状況からみえるリスク

①洪水・土砂災害：伊賀市地域防災計画

- ・当市にもたらす気象災害の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線による集中豪雨、台風などがあげられる。近年の災害履歴としては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の集中豪雨などのほか、これら以降も台風や集中豪雨の被害を受けている。昨今の異常気象や局地的大雨などによる土砂災害や河川の氾濫・決壊などに注意が必要である。
- ・当市は、丘陵地や中山間地が広く存在し、急傾斜地で危険区域に指定されている箇所が数多くあることから、台風や集中豪雨などの際には土砂災害等の危険性が高い。

②地震：伊賀市地域防災計画

・過去最大クラスの南海トラフ地震（*1）では、伊賀市の大半は震度5強、一部の地域で震度6弱、5弱と想定されている。一方、理論上最大クラスの南海トラフ地震（*2）では、大半は震度6弱、一部の地域で震度6強および5強が想定されている。

*1：過去約100年から150年間隔で三重県周辺地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震。

*2：あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震。

・南海トラフ地震による液状化危険度については、当市は液状化の危険度が低い内陸部に属するものの、盆地という地形条件下で木津川、柘植川、服部川周辺を中心に液状化が予想されている。

（2）商工業者の状況

平成31年4月1日現在

- ・商工業者等数 1, 210人
- ・内小規模事業者数 1, 065人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	316	312	地域内に点在している
	製造業	257	195	名阪国道沿いに多く立地、工業団地内（3箇所）にも立地
	卸・小売業	243	222	地域内に広く分散している
	サービス業・その他	394	336	地域内に広く分散している

伊賀市商工会地域における商工業者数は、経営者の高齢化や、後継者難、経営不振が原因となり、小規模事業者を中心に年々減少傾向（年間5～10社程度のペース）にある。

（3）これまでの取組

1）伊賀市商工会の取組

- ・災害時の物品の協力、避難所施設、資器材の提供等「災害時協力事業所」について、登録の再確認及び新規募集を行い、防災ネットワークを構築（災害時登録事業所数109事業所（商工会含む））
- ・伊賀市総合防災訓練への参加による、上野商工会議所と共同での災害時協力事業所一覧のパネル展示、防災ハンドブックの配布及び災害備蓄保存用パン展示等防災に対する啓発
- ・災害備蓄保存用パンの販売による防災意識の高揚
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損害保険会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・支援能力向上のための職員向けBCP策定勉強会の実施

2) 伊賀市の取組

- ・「危機管理大綱」、「危機管理基本計画」、「地域防災計画」「国民保護計画」の策定による防災力強化の推進
- ・浸水（想定最大）、土砂災害等ハザードマップの印刷及び配布
- ・伊賀市総合防災訓練、図上訓練の実施
- ・防災拠点の拡充、防災備品の備蓄
- ・公共施設及び民間住宅の耐震化の推進
- ・地域防災力強化を推進するための出前講座の実施
- ・自主防災組織活性化促進事業（自主防災組織の結成時の防災資機材の貸与や、平常時の訓練等の活動経費の補助）
- ・情報伝達手段の充実
- ・ダム建設の推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。また、今まで大きな災害が発生していないだけに小規模な事業所ほどBCP策定の必要性を感じていない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等が不足している。

III 目標

- ・商工会管内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、伊賀市商工会と伊賀市との間における被害情報報告ルートを構築し、被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域の商工業者への積極的な情報提供を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・伊賀市商工会及び伊賀市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成23年に締結した「災害時における応急対策及び復旧対策に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報、広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性の取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年2月、事業継続計画を作成。（別添のとおり）

③関係団体との連携

- ・連携協定を締結している三重県中小企業共催協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・定期的に伊賀市商工会と伊賀市の担当者が会合し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・巨大地震や大型台風などが発生したと仮定し、伊賀市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対応 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後 24 時間内に職員の安否報告を行う。* SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握に努める。

② 応急対策の方針決定

- ・ 災害対策本部を立ち上げ、各々が被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 豪雨等により職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身はまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1 日以内（伊賀市商工会）に情報共有する。

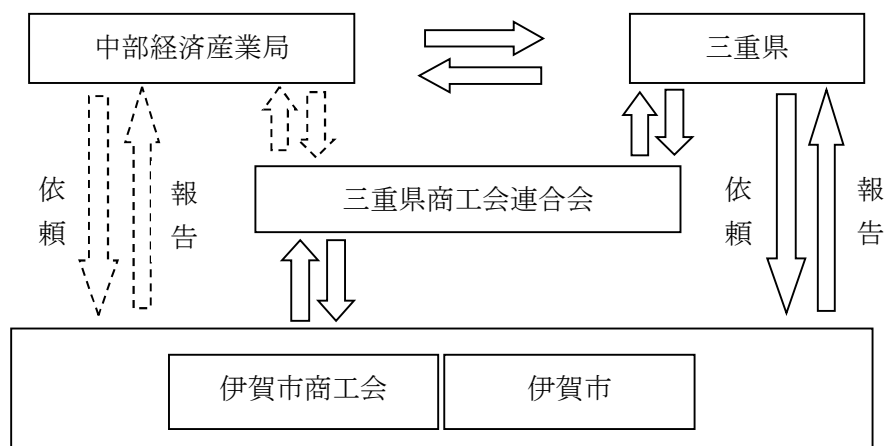
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・ 地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が発生しているものとする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・伊賀市商工会と伊賀市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・伊賀市商工会と当市が把握した情報を、三重県の指定する方法にて、伊賀市商工会又は伊賀市より三重県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、伊賀市と相談する（伊賀市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、伊賀市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・伊賀市商工会の業務が再開したことを情報発信し、被害状況の情報収集を行う。
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。
- ・国・三重県に対しての緊急要望を実施する。
- ・三重県商工会連合会や各商工会へ支援要請を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

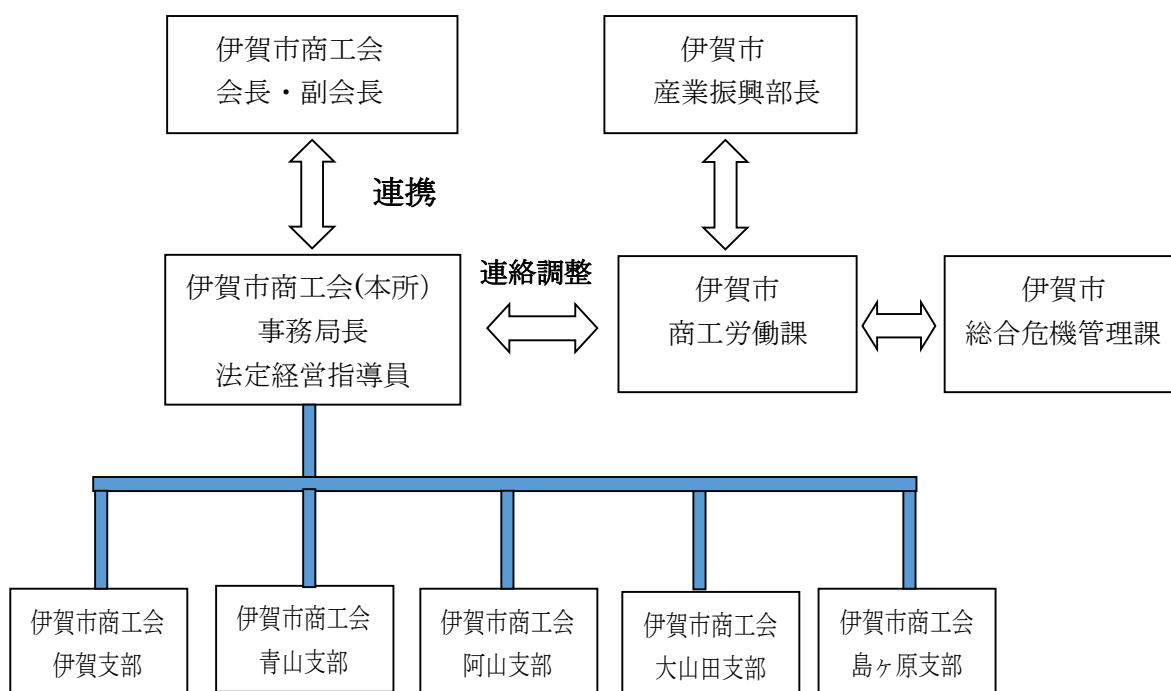
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・事務局長兼経営指導員 峰八重子 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

伊賀市商工会 本所

〒519-1412 伊賀市下柘植7 2 3 - 1

TEL : 0595-45-2210 / FAX : 0595-45-5307

E-mail : iga@ict.ne.jp

②関係市町

伊賀市役所 商工労働課

〒518-8501 伊賀市四十九町3 1 8 4 番地

TEL : 0595-22-9669 / FAX : 0595-22-9695

E-mail : shoukou@city.iga.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	60	60	60	60	60
セミナー開催費	110	110	110	110	110
広報費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
三重県小規模事業支援費補助金、伊賀市補助金、伊賀市事業補助事業収入、雑収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 佐久間 裕之 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[三重県中小企業共済協同組合] -- 連携 --> B[伊賀市商工会]; B -- 協力・支援 --> C[地域小規模事業者]; A -- 協力・支援 --> C;</pre>